

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號三第 卷一十四第

行發日一月九年十和昭

論 叢

神社と課税 法學博士 神戸正雄

利子の限界生産力説 文學博士 高田保馬

市町村の擔稅力 經濟學博士 汐見三郎

時 論

現金通貨の膨脹とその抑制 經濟學博士 小島昌太郎

研 究

保險價額規定無用論 經濟學士 佐波宣平

カール・クニースの國民經濟學 經濟學士 出口勇藏

産業的流通に於ける營業貨幣の流通速度 經濟學士 中谷 實

說 苑

產物會所について 經濟學博士 本庄榮治郎

ナチスの所得稅政策 經濟學士 柏井象雄

カルテルの景氣變動への作用 經濟學士 田杉 競

附 録

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁 轉 載)

説苑

産物會所について

—安政三年の幕府産物會所に關する上申書—

本庄榮治郎

私は本誌前々號に於て萬延元年の幕府産物會所設立計畫について述べたが、外國事件書類雜纂中の「沿海御取締見込書」(寫本)にも幕府の産物會所のこと論せられてゐる。尤之は「大日本古文書」幕末外國關係文書之十四、六〇九頁以下に「七月 海防掛の目付上申書(?) 老中へ 沿海取締 商法改正等の件」の標題の下に收載されてゐるが、その所論の骨子をなすものは所謂産物會所であるから、次にその内容を紹介しやう。尙右の寫本と活字本とを校合することによりて、誤字誤植を互に訂正し得る點が少くない。

上申書の冒頭には『去寅年大船製造御差免被仰出、舊來之御條目御改被遊候は、全御時勢變通之御英斷に

産物會所について

て、却て祖宗の御遺志に被爲叶候御儀に可有御座』とあつて、大船製造の解禁、即ち祖法を破ることが、時勢變通の英斷であり、却て祖先の遺志に叶ふ所以であると説いてゐることは注意すべきであらう。尤嘉永六年即ち丑年に大船の製造を許したのであるから、寅年とあるは誤りであらう。而して從來大船製造禁止の下に於て海路運漕、諸侯參觀交代、其他の仕組が出来上つてゐたのであるが、大船製造が實現せば『千里一息之便相開、兼て風待滞船難破等之患無之、其利千百倍之儀に有之』、従つて舊來の仕法のまゝでは、徒者を捕ふる法を以て騎馬の者を捕へんとするが如きものであり、不取締のことが續出するであらう。將來大船製造が盛んとならば、諸家は勿論三都の商人を始め其他大船所持の者共のみ大利を專にし、公儀御益筋は聊もなきのみならず、海上不取締に陥り、後々は如何ともすべからざるに至るであらう。仍て之に應ずるため從來の仕法に大變革を試むるに非れば、祖法を改め大船製造を許した効果もないこととならざるを得ない。

二

かくの如く大船製造解禁の大變革に應ずるため、從來の仕法を改むる必要があるが、それには先づ第一に『御國地沿海樞要之港々々、通船改會所諸産物會所兼御取立』あるべきである。即ち江戸を始、攝州大坂、兵庫、泉州堺、長州下之關、肥前長崎、隱岐の島、越前敦賀、越後新潟、出羽坂田、奥州石之卷、平、下總銚子、伊豆下田、志州鳥羽、私領之分は役所會所取立てたる地だけ奉行預代官支配所とする。

(イ)尤江戸入津の船は從來浦賀にて船改をやつて来たから、船改はそれに宛て、産物會所は江戸へ取建てることとし、追々は浦賀番所を横濱邊へ移し會所を兼るやうにすべきである。

(ロ)江戸より出向く船は會所より浦賀迄手形遣し海船問屋は會所附屬のものとし、荷物積込、解船之株を問屋へ引受させ、改めは會所より證文を差出し浦賀迄の改料は納めざるつもりである。右浦賀商船改方は從來通りとする。

(ハ)奉行持の場所は、是迄その地方にて問屋たりし者を會所御用達とし、御勘定方御目付方等交代にて相詰め、其地にて荷物を買取り積出す船は送付港までの浦證文を差出すこと。

(ニ)浦證文ある船は會所にて引受け公平の取扱をなすこと、即ち從來は豫め引受問屋へ引合なきものは數ヶ月も掩留させ、結局格外なる安値に買取り、買入の場合も、不意の船へは高値に賣渡す等の弊ありしも、かくの如きことなきやう取扱ふこと。

(ホ)すべて宛所の港へ入津したるときは、會所にて浦證文印鑑を引合せ、用達仲買等にて取引をなし惣勘定の際二分の口錢をを納めしめる。即ち入津の後、取引出來の上、賣上高の二分を税として上納せしめること。また積出の場合も、其地の賣主より二分の税を上納すること。かくすれば從來の問屋口錢の外に二分の増となり、荷主迷惑すべき様にも見えるが、諸物元値段、運賃等も調べをき、會所にて差配し、入津次第時日をを移さず取引し得るやうに取計へば、取引出來迄に從

* 後に松前のことを論ぜる條に「口錢」の語を以て「税」の意味に使用してゐる。この場合も引續いて述べてゐる二分の税の意味を意味するものと見て差支ない。

來問屋仲買大勢集り酒色に散せし費用甚だ多く荷主の負擔であつたが、この弊がなくなるのであるから、二分の税を出しても強ち荷主の迷惑ともなるまい。

從來函館松前等へ諸國より蝦夷地產物積取のため入津せし船に對し米・砂糖・綿・木綿・太物・酒其外積込の石高に應じ、沖之口役所にて領主及問屋へ二分宛を納めさせ、其後領主へ三分、問屋へ二分、都合五分とし最近は二分宛即ち四分を徴收してをる有様であり、長崎表へ唐蘭物仕入のため商人入込みし場合も從來多分の税を納めさせてゐる例があるから、右の如くするも差支なからう。

(へ)更に問屋には株札を與へ株運上を課することとしたい。これ亦一見迷惑のやうでもあるが、是迄の問屋に改めて株札を渡し、其等の者へ會所御用達を命ずることとせば、聊の運上金にて株式も永久確立することであるから、一同有り難く承服するであらう。其上目下古株假株等にて彼此混雜し、屢訴訟が提起されてゐる弊害も、自然止むであらう。問屋側でも天保十二

年以前の如く公然株式を認められ御用達等の名目を得ることを欲してゐる。

(ト)尤買主が金子調達し難き場合は會所より貸渡し融通することとする。この貸金は會所御用達より出さしめ一割の利子を徴する。追て會所金増殖せし場合は政府より差加金をなし、商法融通宜しきやうにせば甚だ便利である。尤會所のある港々の取引は爲替手形を以てせば便利であり、且巨萬の取引も手軽に出来るわけである。

(チ)すべて會所の益金は役人の手當を差引、殘高は大船製造、大砲小銃鑄立、武備筋文學筋の用途に當て其餘は御救助筋、國産開發、工作物等の入用、蝦夷地南嶋開拓に用ひ、その餘分を金藏に收めること。日本周海各地取引高假りに五千萬兩と見積、二分の税として百萬兩、役人手當二萬四千兩(會所役人は可成少人數とし、主役方上役二人下役二人、立合方上役二人下役二人、上役は一人凡二百金、下役は凡百兩とし、周海十五ヶ所として都合二万四千兩)見廻り役人手當六千兩、差引益金九

十七萬兩、これを武器・文武・開拓の費用に充てることとする。

(リ)これまで唐蘭物をはじめ、錦・金襴・純子・天鷲絨縮緬・羽二重・其外高價の品は、難破船并に船中不取締等の心配も少くなかつたから、陸上を駄送し、従て運賃も船賃に比し五六倍もかゝり取引直段も自ら高價となつたが、大船を許し海上の取締が立ち、場合によりては然るべき武士をも同乗せしめ、海路輸送の安全が認めらるゝやうになれば、高價の品も残らず大船にて運輸し、價も格別に減じ、捌け方もよくなり、其等の運漕が盛になるに従ひ、外國取引密貿易の弊は盛んとなるであらうから、是非共當時の商法を改め、産物會所を設置せずしては相叶ひ難き儀である。

(ヌ)思ふに入津取引多き場所は、江戸・大坂・兵庫・長崎・函館であるが、長崎・函館は從來の法規もあるから之を改むれば足るが、大坂・兵庫・江戸は差當り船改會所を取建て、是迄の問屋の者共へ株札を下され、御用達商法改正掛といふ名稱を與ふれば大に面目を施し

税法等の儀に付、更に異議を挾むこともないであらうから、すべて積込積出買荷仲買取引高に應じ二分の税をとり、當分は御用達共の質藏等最寄よろしき場所を假りに御役所に定めをき、追々適當の地を選び益金のうちより會所を取建てることとしたい。

三

(イ)幕府の用船は樞要の場所における會所御用達に預け置き、非常の節は御用を勤むべきことを仰渡され平常は御用達共諸國荷物積取に用ひしめ、産物手廣に取集め、銘々利潤を得させ、御船預り冥加として百石に付金三十兩、千石に付三百兩納めしめる。尤廻米共外御用品は無賃にて運送せしめ、警衛・案針役等は常例通り用達より賄ふこととしたい。

(ロ)諸侯の手船にて買荷積込の分は會所へ差出し買高に應じ二分の税を納める。藏屋敷へ積込み販賣し來りし向へは是迄の石高を調べ、役人立會、一分の税を納めしめる、若し是迄積來りし高に超過せし分は、常例の二分の税を課す。尤買主が現金にて納税し難き場

合は買主へ貸金となし償はせること。

諸侯が手船を以てする買荷運送、并に參觀交代とも、最寄の浦會所にて取扱ふこと、即ち國元を出帆して最寄會所ある場所へ一と先入港し、買荷物の改を受け、浦證文を受取、出帆すること、參觀交代御暇の節は、積載せし武器類を届出高と引合せ、浦賀大坂二ヶ所にて改めることとする。

四

(イ)山方より駄送にて會所へ差出す分は、地廻り買取并に買積船引合とも會所にて直組し、賣高に應じ二分の税を納めさせる。追々は上州桐生、野州足利、甲州郡内、武州八王子、秩父等絹市ある場所へ會所を取建て、其地の巨農素豪のもの共へ問屋株を許し、御用達を仰付け、江戸へ積送り、江戸會所にて仕切相立ち次第賣高に應じ三分の税を納めしめる。右は駄賃を會所より差出すに付、一分の増税にても、銘々が荷物を送出し駄賃を拂ふよりは辨利であるといふ。

近年山方の場所々々へ上方の豪商并に都下の大店よ

産物會所について

り出張買入所を設け、安直段に買締をなす風がある。

士民も運賃を掛けて江戸へ積出し問屋どもに拒絶せらるゝよりも、利益は薄くとも安心であるから損失に至る場合でも賣り放つことがあるやうである。甲州郡内の織物等も大坂商人が出張所を設け、多く買締、上方へ上せ、江戸表へは却て上方から高價になつて積下されるやうであるから、上述の絹布會所の如きものが出來れば、右の弊を防ぎ政府の利益ともなり下民も便宜になら難有思ふことであらう。

(ロ)諸國邊境の産物にて農間の仕事にて仕立てた品はすべて最寄の會所へ差出させ預りをき、凡の見積額の二分一を無利息にて貸與へ、取引出來次第、代金を渡すこととせば諸民救助ともなり、私領等にも便利であらう。尤農民が耕作の餘暇に作りし製品は賣主税を課せず、農民より買集め持出した者は荷主へ渡し次第、定式の税を課することとしたい。

右の邊境農業餘暇の産物は積出その他の手数を厭ひ奸商へ安直に買取らるゝ弊もあるから、會所へ持出さ

しめ、公平の仕切相場にて買上ぐることとせば、下民の心を得るのみならず、領主への年貢未納等も少くなり、旁々領主も便利とするであらう。

五

之を要するに、祖法を墨守せざることが、却て時勢に應ずる所以なりとし、大船製造を許す以上、之に應じて、その影響の及ぶ所をも改正せざる可らずとせるは卓見といはざるを得ない。而してその改正の方法としては、船改會所と産物會所との設置であるが、大體海路による場合と陸路の場合とを分ち、前者については全國樞要の地に船改會所兼産物會所を設け、入津及積出の兩場合に若干の税を徴する。後者についても會所に於て賣出・買入の場合に若干の税を徴するが、農民がその餘業に成る物品を賣出する場合には賣主税を課せない。而して課税による益金を以て、文武の費用、開拓の費用に供し、幕府用船は之を問屋に貸付け冥加金を徴する。その他買主に對し金融の途を開く。猶種々なる點に互つて詳細に論ぜられてゐるが、大體の骨子

は右の如くであらう。大凡以上の如き仕法を採用するならば『沿海御取締相立、賣買密交易等之思も無之、利權全く商賈のみに歸し不申、富國強兵之御基本も相立可申』と述べ、更に諸藩にても大船船を作り、外國と取引する勢に移るべきは眼前のことであるからそれまでに通商條約國へ會所を置き役人を駐劄せしめ我國出港の船は長崎・函館・江戸よりの浦證文を持參せしめ、右各國の改會所へ着津の上、會所役人に取引直組致し、賣高に應じ五分の税を納めしむべきことを論じてゐる。而してこの上申書に述べたことは焦眉の急務であるから夫々御賢考の上、取調方を御勘定奉行并に私共へ仰付られたい旨を述べて、上申書を終つてゐる。其後の經過については後考に俟つ外ないが、實現には至らなかつたものであらう。